

# 「障害者自立支援給付支払等システムについて」

---

和歌山県国民健康保険団体連合会

令和6年2月

# 目次

---

1 全体スケジュール（例：令和6年4月サービス提供分）	1
2 請求受付	
(1) システムにログインできない	2
(2) パスワードを忘れてしまった	3
(3) IDがロックされた	4
(4) 請求情報を取り下げしたい	5
(5) 簡易入力ソフト等の操作方法が分からない	6
3 通知文書取得	
(1) 過去に取得した通知文書が消去されている	7
(2) 返戻理由が分かりません	8
4 代理人による請求	
(1) 代理請求は、どのような場合に利用するのか	18
(2) 代理人によるインターネット請求を開始したい	20
5 令和5年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧	22

# 1 全体スケジュール

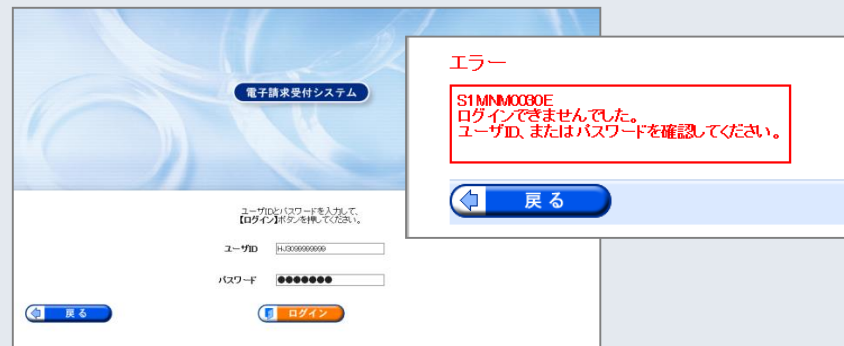
【例：令和6年4月サービス提供分】

令和6年5月		6月	
1～10日	11～31日	1日	14日
請求受付	審査	通知文書取得	支払処理
<p>毎月、1～10日に請求情報の送信を行うことができます。</p> <p>※受付期間中は24時間請求することができます。ただし、締切日10日は、<b>23時59分まで</b>となります。</p> <p>※受付期間中には請求の取り下げを行うことができます。</p>	<p>請求情報について、国保連での一次審査後、県・市町村にて二次審査を行います。</p>	<p>電子請求受付システムに接続して通知文書を取得することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 支払決定額通知書</li><li>• 支払決定額内訳書</li><li>• 返戻等一覧表</li><li>• 支払決定増減表</li><li>• 福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ</li></ul>	<p>障害福祉サービス費等の振込日となります。</p> <p>※振込時間は、金融機関によって異なります。</p>

# 2 請求受付

## (1) システムにログインできない

**Q 1** 障害者総合支援電子請求受付システムにログインできない。(新規事業所)



**A 1** 連合会から送付した「電子請求登録結果に関するお知らせ」に記載されているユーザIDと(仮)パスワード(パスワードを変更した後は、変更後のパスワード)が正しく入力されているか確認してください。

また、ログイン時に使用するパスワードにはセキュリティ上、180日の有効期限が設定されており、期限が切れた際には、パスワードの変更が必ず必要になります。

# 2 請求受付

## (2) パスワードを忘れてしまった

**Q2** 変更したパスワードを忘れてしまったが  
どうすればよいか。



**A2** まずは、変更したパスワードを正しく入力しているか、確認してください。間違いやすい操作としては、以下が挙げられます。

1. 大文字/小文字 の区別
2. 全角/半角 の区別
3. スペースが入力されている（コピーして貼り付けを行った場合、可能性があります）

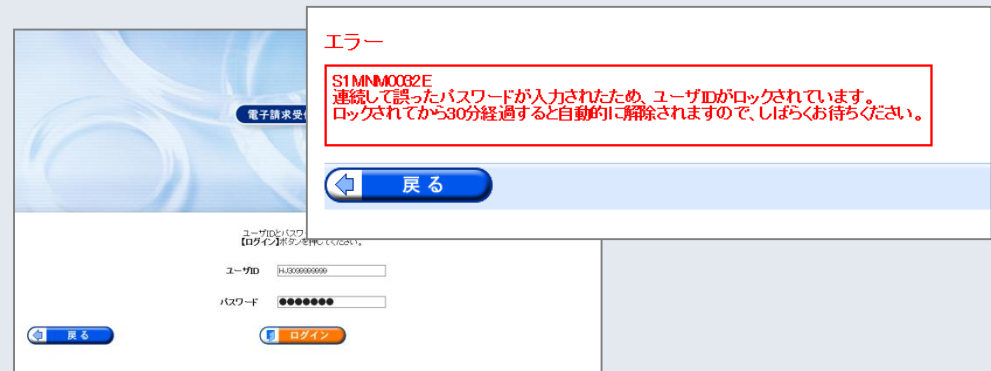
それでもログインできない場合は、国保連合会へお問い合わせください

⇒ ☎073-427-4670

# 2 請求受付

## (3) IDがロックされた

**Q3** IDがロックされました。  
どうすれば解除できるの  
でしょうか。



**A3** 約30分程でロックが解除されますので、しばらくお待ち  
ください。

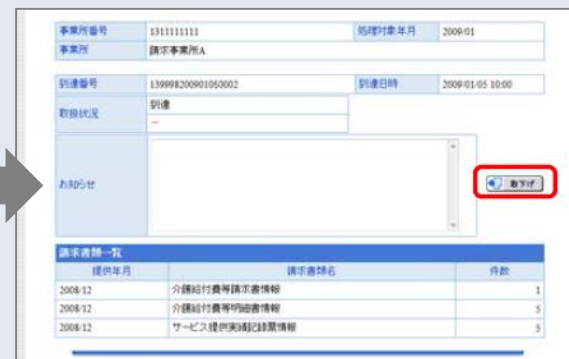
パスワードは大文字と小文字を区別しますので、正確に入力  
してください。

# 2 請求受付

## (4) 請求情報を取り下げしたい

**Q4** 送信した請求情報に不備があったので、請求情報を取り下げたい。

**A4** 請求受付期間内（1～10日まで）であれば、電子請求受付システムから請求情報の取下げ依頼を行うことができます。



① 《メインメニュー》より「照会一覧ボタン」をクリックします。

② 【照会一覧】画面が表示されるので、取下げを行いたい請求情報の「詳細ボタン」をクリックします。

③ 【請求情報詳細】画面が表示されるので、内容を確認し、「取下げボタン」をクリックします。その後、次の画面で「送信ボタン」をクリックします。

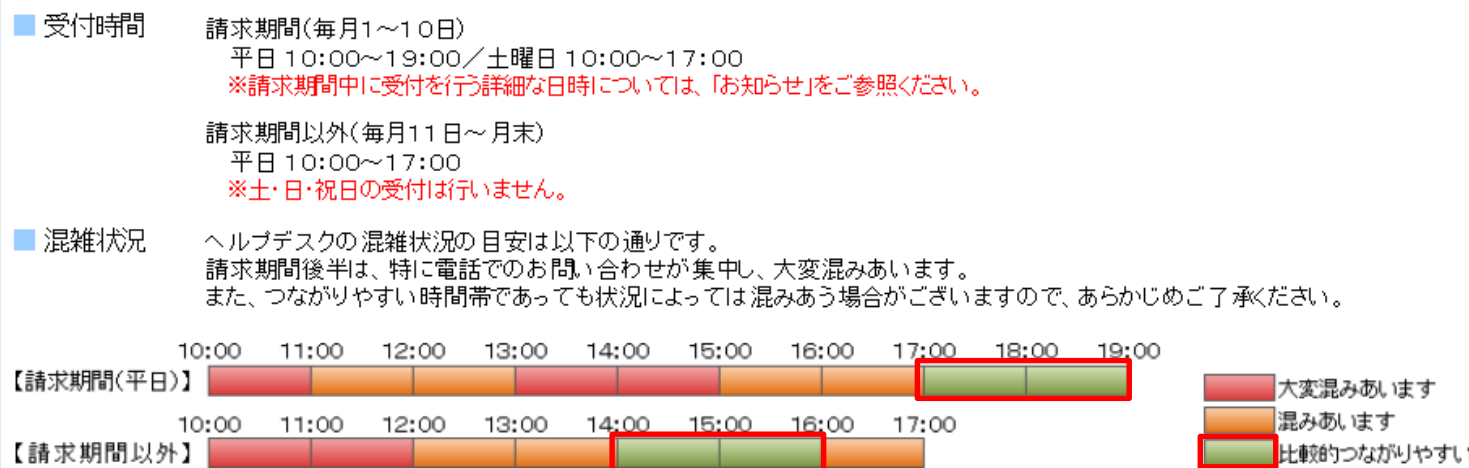
# 2 請求受付

## (5) 簡易入力ソフト等の操作方法が分からない

**Q5** 国保中央会提供の簡易入力ソフト・取込送信ソフトの操作方法が分からない。

**A5** お手数ですが、障害者総合支援電子請求ヘルプデスクへお問い合わせください。

**【☎ 0570-059-403      FAX0570-059-433】**





# 3 通知文書取得

## (1) 過去に取得した通知文書が消去されている

**Q 1** 過去に取得した通知文書（処遇改善加算等総額のお知らせ等）が電子請求受付システムから消去されている。

**A 1** 通知文書の保管期間は、すべての通知文書を取得し、状況が[完了]となってから3カ月となります。

事業所番号	事業所名	処理対象年月	請求	通知	状況	詳細
1311111111	請求事業所A	2009/01	○	-	到達済	<a href="#">詳細</a>
1311111111	請求事業所A	2008/12	○	○	完了	<a href="#">詳細</a>
1311111111	請求事業所A	2008/11	○	-		<a href="#">詳細</a>
1311111111	請求事業所A	2008/10	○	-	エラー	<a href="#">詳細</a>

**【完了】** 請求の翌月に国保連合会より通知される通知文書をすべて取得した状態

**【到達済】** 請求情報が国保連合会に正常に到達し、通知文書をすべて取得する前の状態

毎月、通知文書をダウンロードし、所定フォルダ等に保存することをお勧めいたします。

# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

**Q2** 返戻等一覧表をダウンロードしたのですが、なぜ返戻になったのか分かりません。

**A 2** 発生件数が多いエラーコードは以下のとおり。

次ページ以降エラーの詳細について記載します。

障害者エラー発生件数

No	情報種別	点検区分	エラーコード
1	請求明細書	資格	ED01
2	請求明細書	資格	EG03
3	請求明細書	受付	EC01
4	請求明細書	資格	EG02
5	請求明細書	資格	EG13

障害児エラー発生件数

No	情報種別	点検区分	エラーコード
1	障害児相談支援	資格	ED02
2	請求明細書 (通所・入所)	資格	EG13
3	請求明細書 (通所・入所)	資格	EN21
4	請求明細書 (通所・入所)	資格	EN24
5	請求明細書 (通所・入所)	資格	ED01



# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

エラーコードEG03：資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

例)介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)  
(原簿介護、行動援護、重症訪問介護、重症障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号 991111 事業所番号 991001111

利用者台帳登録月 2010.04.01 就労継続支援A型施設利用者 無

サービス種別	サービスコード	単位数	サービス単位数	備考
生活介護	16	22211	1,299	2,980
生介事業運営安定化		22990	1.0	2.0
生介移行運営安定化		22991	1.0	2.0
施設入所	16	32211	4.0	3.0
施設移行運営安定化		32991	1.0	3.0

受給者台帳(支給決定)

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	異動区分
991111	990000001	221000	2010.04.01	1:新規

介護給付費等明細書情報(契約情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	決定サービスコード	...
2010.04	991111	994001111	990000001	221000	...

## 【エラー原因】

介護給付費明細書情報(契約情報)に入力されている決定サービスコードが、受給者台帳に登録されていません。

## 【対処方法】

介護給付費明細書情報(契約情報)の決定サービスコードを確認してください。

# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

エラーコード E C 0 1 : 受付 : 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

例) 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検でエラー)の場合

サービス種別	サービス名	サービスコード	サービス単位数	サービス単価	サービス金額	サービス内容
生活介護	生活介護	222111	1.294	2.0	25.880	
社会福祉施設	社会福祉施設	229999	1.0	2.0	2.000	
介護付短期入居	介護付短期入居	222111	4.0	3.0	12.000	
介護付短期入居	介護付短期入居	229999	1.0	3.0	3.000	

サービス種別	サービス名	サービスコード	サービス単位数	サービス単価	サービス金額	サービス内容
生活介護	生活介護	222111	1.294	2.0	25.880	
社会福祉施設	社会福祉施設	229999	1.0	2.0	2.000	
介護付短期入居	介護付短期入居	222111	4.0	3.0	12.000	
介護付短期入居	介護付短期入居	229999	1.0	3.0	3.000	

## 【エラー原因】

同月内に同一請求情報が複数送信されています。

## 【対処方法】

同月に同一の請求情報を複数送信していないか確認してください。  
同月内で最初に送信された請求情報を登録しますので、取消したい場合は、電子請求受付システムより請求の取り下げを行ってから再送して下さい。

# 3 通知文書取得

(2) 返戻理由が分かりません

エラーコードEG02：資格：受給者台帳にサービス提供年月日で有効な受給者の認定情報が登録されていません

例)介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)  
(認定介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、居宅サービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、旧法訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号 991111 年度 2 2 年 4 月 30 日

受給者証番号 9900000001

認定決定機関番号 991111

利用者負担上限額 ① 2 4 . 6 0 0 ② 就労継続支援入型実地対象者 無 し

指定事業所番号 9910011111

事業所名称 人事室所 管理結果 1 1 管理結果額 2 4 . 6 0 0

サービス内訳	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	課税
生活介護 1 6	222111	1 . 2 9 6	2 0	2 5 . 9 8 0	
社会事業運営安定化	229690	1 0 0	2 0	2 . 0 0 0	
介護移行運営安定化	229691	1 0 0	2 0	2 . 0 0 0	
施設入所 1 6	322111	4 0 0	3 0	1 2 . 0 0 0	
施設移行運営安定化	329691	1 0 0	3 0	3 . 0 0 0	

サービス種類コード 2 2 生活介護 2 2 生活介護 3 2 施設入所支援 3 2 施設入所支援 合計

単位数合計 2 5 9 8

単位数単価 1 0 . 7 3 0

給付率 9 0 / 1 0 0

標準月額 278 . 7

標準半額 250 . 3

標準半額 27 . 3

標準半額 27 . 3

認定者台帳(基本)

市町村番号	受給者証番号	訂正年月日	訂正区分	異動年月日	異動区分	記記載市町村番号	...
991111	9900000001	-	-	2007.04.01	1:新規	991111	...
992222	9900000002	-	-	2007.04.01	1:新規	992222	...

助成金 請求先番号 990000 サービス種類 3 2 課税額 8 . 0 4 3 サービス種類 3 2 課税額 4 . 0 4 1

## 【エラー原因】

存在しない受給者番号です。または請求明細書のサービス提供年月が障害程度区分認定有効期間外です。

## 【対処方法】

受給者番号が正しいか確認してください。またはサービス提供年月が受給者証の有効期間内か確認してください。





# 3 通知文書取得

(2) 返戻理由が分かりません

エラーコードED02：資格：該当の請求情報は既に支払確定済です

例)サービス利用計画作成費請求書(点検で正常)の場合

サービス利用計画作成費 請求書 (確認リスト)

(請求先) 平成22年 6月25日  
A自立支援基A自立支援市A町  
1丁目10-10-101

請求事業所番号 9930011111  
〒113-8547  
住所(所在地) A自立支援基A自立支援市A町1丁目1-2 自立支援センタービル1F  
電話番号 012-345-6789  
名称 A相談支援事業所  
職・氏名 部長 目立 太郎

請求事業所 A自立支援市

下記のとおり請求します。

請求 22年 6月分

請求金額	区分	種数	地域区分	特別区
50,920		5		10,720

請求明細番号	サービスコード	単位数	請求額
990000001	511211	1,000	10,720
5584664	サービスコード	単位数	請求額
990000002	511212	1,500	1,608
990000003	511213	1,450	1,544
990000004	サービスコード	単位数	請求額
990000005	511111	8,500	9,112

サービス利用計画作成費請求書(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	...
2010.04	991111	9930011111	9900000001	...
2010.06	991111	9930011111	9900000001	...

小計 50,920

## 【エラー原因】

過去に同一の請求情報が送信されています。

## 【対処方法】

過去に同一の請求情報を送信していないか確認してください。すでに処理された請求情報について修正を行う場合は、市町村へ過誤申立を行ってから、請求情報を送信してください。市町村と過誤・再請求する月を調整してください。



# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

エラーコードEN21：資格：請求額集計欄の「利用者負担額②」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村の定める額」と一致していません

例) 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号 991111 平成 24 年 4 月分

受給者証番号 990000001 指定事業所番号 991001111

支給決定障害者等氏名 受給 太郎 A事業所

利用者負担上限月額 ① 9,300 就労継続支援A型減免対象者 無し

利用者負担上乗額 指定事業所番号 管理結果 管理結果額

サービス種別 開始年月日 終了年月日 利用日数 入居日数 外出日数

24 平成 24 年 4 月 1 日 平成 年 月 日 日 日 日

24 平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日

サービス内容

サービス内容	単位数	単価	金額
生活訓練	241	245	59,045
施設型自立訓練施設併設型加算	245	245	60,025
施設型自立訓練施設併設型加算	245	245	60,025
施設型自立訓練施設併設型加算	246	246	60,516
施設型自立訓練施設併設型加算	245	245	60,025
施設型自立訓練施設併設型加算	245	245	60,025
施設型自立訓練施設併設型加算	246	246	60,516
施設型自立訓練施設併設型加算	246	246	60,516
施設型自立訓練施設併設型加算	246	246	60,516
施設型自立訓練施設併設型加算	246	246	60,516
施設型自立訓練施設併設型加算	249	249	61,209

給付費等の額の特例情報

市町村番号	受給者証番号	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)	...
991111	990000001	2:有り	30,000	2012.04.01	2013.03.31	...

1割相当額と市町村が定める額のうち小さい方の額：11,912(円)

給付費集計欄

サービス種別コード	24	26	合計
給付日数	1,090	100	1,190
給付金額	10,800	1,080	11,880
給付市額	119,124	1,080	120,204
1割相当額	11,912	0	11,912
利用者負担額	9,300	0	9,300
給付費	109,824	1,080	110,904
特別加算費	0	1,080	1,080
合計	121,116	2,160	123,276

### 【エラー原因】

利用者負担額②の値が、請求額集計欄の1割相当額と異なる。

### 【対処方法】

利用者負担額②の値が、請求額集計欄の1割相当額と等しいことを確認してください。



# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

**Q3** エラーコード P P 1 9 について教えてください。

**A3** 「P P 1 9 支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません」については、請求明細書が何らかのエラーにより返戻となった場合、サービス実績記録票も返戻とするため、このエラーコードを使用します。正しく訂正した請求明細書とサービス実績記録票を再度提出して下さい。

---

**Q4** アルファベットの「S」から始まるエラーコードについて教えてください（例：S A 1 1）

**A4** 市町村にて設定されたコードになります。内容については該当の市町村にお問い合わせください。

# 4 代理人による請求

## (1) 代理請求とはどのような場合に利用するのか

**Q1** 代理請求は、どのような場合に利用するものですか

**A1** 代理請求とは、障害者総合支援、または介護保険における介護給付費等の請求事務を代理人が事業者に代わって行うことです。代理請求の主なパターンは以下の通りです。

No.	主なパターン
1	事業所から請求事務を委任された代理請求事業者等が請求を行う場合
2	複数の事業所や支店を運営する法人等で、本店等が複数の事業所分の請求をまとめて行う場合
3	複数の事業所番号が指定されている事業所等で、複数の事業所番号分の請求をまとめて行う場合
4	介護保険事業所と障害者総合支援事業所を運営している法人等で、双方の請求をまとめて行う場合

# 4 代理人による請求

## (1) 代理請求とはどのような場合に利用するのか

**Q2** 障害者総合支援とは別に介護保険でもインターネット請求を開始したいのですが、新たに電子証明書の発行が必要なのでしょうか

**A 2** 介護保険証明書を別に取得するパターンと、代理人として介護・障害共通証明書を取得するパターンとがあります。

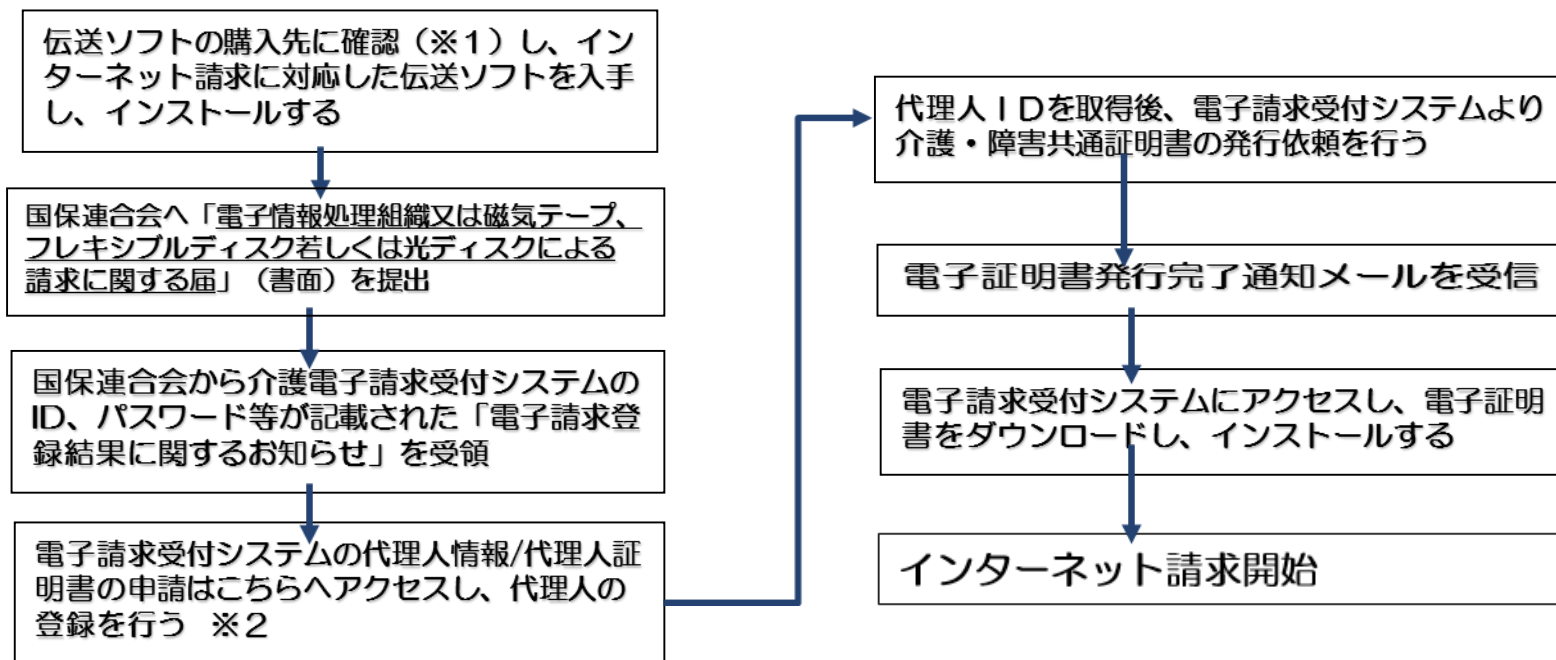
No.	証明書利用区分	有効期間	発行手数料	説明
1	障害者総合支援証明書	3年	7,800円	障害者総合支援事業所、または代理人が、障害者総合支援の請求に使用する証明書
2	介護保険証明書	3年	13,200円	介護保険事業所、または代理人が、介護保険の請求に使用する証明書
3	介護・障害共通証明書	3年	13,900円	代理人が、障害者総合支援及び介護保険の請求に使用する証明書

※介護・障害共通証明書を取得する場合は、代理人電子請求受付システム操作マニュアルを参照ください

# 4 代理人による請求

## (2) 代理人によるインターネット請求を開始したい

介護保険インターネット請求を開始するために以下の手順をご確認ください！



※1 介護伝送ソフトを国保中央会から直接ご購入頂いている事業所は、国保中央会の介護電子請求ヘルプデスク(次項)までご連絡ください。

※2 既に代理人として登録している場合は、電子請求受付システムより委任事業所の追加を行い、次の手順に進んでください。

# 4 代理人による請求

## (2) 代理人によるインターネット請求を開始したい

### ■ 介護電子請求ヘルプデスクにご相談ください

代理人でのインターネット請求開始の手続きなどについては、介護電子請求ヘルプデスクまでお問い合わせください。

### 介護電子請求ヘルプデスク

【連絡先】 ☎0570-059-402 FAX 0570-059-422  
[mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp](mailto:mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp)

【電子請求受付システムのアドレス】 <http://www.e-seikyuu.jp/>

上記アドレスより、インターネット請求を開始するまでの準備作業を記載した資料を入手できます。

#### ■手順

- (1) 上記アドレス（電子請求受付システム総合窓口）画面にて「代理人情報/代理人証明書の申請はこちら」をクリックします。
- (2) ログイン前の「お知らせ一覧」画面が表示されますので、移行手順書の取得に関するお知らせを確認し、移行手順書を入手してください。



# 5 令和5年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧

## (1) 判定レベルの見直しについて

○令和5年11月審査より審査機能強化のため、以下のチェックの結果について、誤りがある請求は返戻となります。

## (2) 請求明細書に対するチェック

○同一月において複数回算定できない加算が算定されている場合

No	エラーコード	エラーメッセージ
1	EF82	受付:1つの請求明細書内において、利用者負担上限額管理加算は複数のサービスで算定できません

○事業所台帳の設定値との関係が正しくない場合

No	エラーコード	エラーメッセージ
1	PC53	受付:事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、ベースアップ等支援加算は算定できません
2	PC54	受付:事業所台帳の「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の有無」が「無し」のため、ベースアップ等支援加算は算定できません
3	PC55	受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」が「Ⅰ」～「Ⅲ」以外のためベースアップ等支援加算は算定できません
4	PK44	受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、ベースアップ等支援加算は算定できません
5	PK45	受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の有無」が「無し」のため、ベースアップ等支援加算は算定できません
6	PK46	受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」が「Ⅰ」～「Ⅲ」以外のためベースアップ等支援加算は算定できません